弘前ナンバーに関する Q&A

Q1：弘前ナンバーの対象地域は？

A1：車検証に記載されている「使用の本拠の位置」が「弘前市」・「西目屋村」・「田舎館村」となっている場合は、弘前ナンバーを取り付けることができます。

Q2：弘前ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか？

A2：すべて、弘前ナンバーを交付します。青森ナンバーとの選択制ではありません。

Q3：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを弘前ナンバーに変更できますか？

A3：変更できます。

Q4：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーはそのまま使用していてもいいですか？
（番号変更の必要はありますか。）

A4：使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q5：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを同じ青森ナンバーに番号変更することができますか？

A5：できません。

Q6：弘前ナンバー対象地域で、付与された弘前ナンバーを青森ナンバーに変更することはできますか？

A6：弘前ナンバー対象地域で一度付与された弘前ナンバーは青森ナンバーに戻すことはできません。

Q7：弘前ナンバー対象地域で、青森ナンバーまたは他県ナンバーの中古車を購入した場合、弘前ナンバーへ番号変更の必要はありますか？

A7：車検証に記載されている使用の本拠の位置が弘前ナンバー対象地域へ変わる場合、番号変更が必要となります。別途、手数料がかかりますので、ホームページの交付手数料をご覧ください。

Q8：弘前ナンバー対象地域で車検を受けた場合、自動的に青森ナンバーから弘前ナンバーへ変わりますか？

A8：変わりません。

Q9：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更（移転）登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A9：番号変更の必要はありません。

Q10：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している弘前ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更（移転）登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A10：番号変更が必要となり、青森ナンバーが付与されます。

Q11：青森ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車を弘前ナンバー対象地域へ変更（移転）登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？
また、他県から弘前ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか？

A11：他県から転入してきた場合も含めて、すべて弘前ナンバーへの番号変更が必要になります。

Q12：弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車の番号標を交換申請できますか？

A12：ペイント、字光式ナンバーへの交換は可能ですが、図柄入りの交換は番号変更の手続きになります。

Q13：青森ナンバー地域（現青森ナンバー）から弘前ナンバー地域へ転入後抹消する場合は、転入抹消の手続きになりますか？

A13：転入抹消になります。

【参　考】

① 新規登録　（ア）すべて弘前ナンバー（青森ナンバーとの選択制ではない）

② 変更（移転）等　転出
（ア）弘前地域の青森ナンバー ⇒ 青森地域へ（番号変更なし）
八戸地域へ（八戸№へ番変あり）
（イ）弘前ナンバー ⇒ 青森、八戸地域へ（青森№、八戸№へ番変あり）

③ 変更（移転）等　転入
（ア）青森、八戸ナンバー ⇒ 弘前地域へ（弘前№へ番変あり）
（イ）他県ナンバー ⇒ 弘前地域へ（弘前№へ番変あり）

④ 番号変更
（ア）弘前地域の青森ナンバー ⇒ 弘前ナンバーへ（希望により番変可能）
（イ）弘前ナンバー ⇒ 弘前ナンバー地域で青森ナンバーへ（不可）
※ 弘前地域の青森ナンバー ⇒ そのまま使用可能